



山形県公報

令和5年2月28日(火)
第383号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………(環境企画課) ……121
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……122
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……123
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……124
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 令和5年度自衛官候補生等の募集……………(市町村課) ……同
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……126
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(新庄病院) ……127

## 告 示

### 山形県告示第102号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、令和5年3月14日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 新庄市水資源保全地域
- 2 区 域 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める新庄市の森林の区域

### 山形県告示第103号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                               | 障害児通所支援の種類 | 定員  | 指定年月日    |
|--------------------------------|-------------------------------------------|------------|-----|----------|
| 特定非営利活動法人あゆむ<br>長井市五十川5293番地の7 | 放課後等デイサービス あゆむ ZIBUN LABO<br>長井市台町3752番地1 | 放課後等デイサービス | 10名 | 令和5.1.23 |

**山形県告示第104号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 廃止年月日    |
|--------------------|--------------------------------------|---------|----------|
| 社会福祉法人長井弘徳会        | リバーヒル長井ホームヘルパーステーション<br>長井市寺泉3525番地1 | 訪問介護    | 令和4.5.17 |

**山形県告示第105号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類  | 廃止年月日    |
|--------------------|-----------------------------------------|----------|----------|
| 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会   | 短期入所生活介護センター福祉の里めぐみ<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 短期入所生活介護 | 令和4.6.30 |

**山形県告示第106号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類 | 廃止年月日    |
|--------------------|-------------------------------------|---------|----------|
| 社会福祉法人白鷹福祉会        | はっぴーデイサービスセンター<br>西置賜郡白鷹町大字山口526番地1 | 通所介護    | 令和4.9.30 |

**山形県告示第107号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類 | 廃止年月日        |
|--------------------|---------------------------------------------|---------|--------------|
| 株式会社ナウエルサポート       | ナウエルサポートヘルパーステーション<br>米沢<br>米沢市駅前一丁目1番111号  | 訪 問 介 護 | 令和 4. 12. 31 |
| 株式会社ナウエルサポート       | ナウエルサポートヘルパーステーション<br>長井<br>長井市泉2112番       | 訪 問 介 護 | 同            |
| 株式会社ナウエルサポート       | ナウエルサポートヘルパーステーション<br>南陽<br>南陽市栲塚360番1      | 訪 問 介 護 | 同            |
| 株式会社ナウエルサポート       | ナウエルサポートヘルパーステーション<br>高島<br>東置賜郡高島町高島1327番2 | 訪 問 介 護 | 同            |

**山形県告示第108号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|-----------------------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会     | 短期入所生活介護センター福祉の里めぐみ<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 介護予防短期入所生活介護 | 令和 4. 6. 30 |

**山形県告示第109号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 の 場 所 又 は 区 域 | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|-------------------|------------|
| 流行性脳炎    | 豚     | 患 畜       | 3  | 鶴岡市               | 令和 5. 2. 7 |

**山形県告示第110号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第111号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更

した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市福山地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年3月10日から同月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第113号

次の開発行為は、完了した。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和5年1月31日 指令最総建第10号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市金沢字中関屋702番3の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県病院事業管理者 大澤 賢史

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

| 募集種目   | 募集期間                     | 試験期日  |                   | 試験の概要        | 試験場の位置            | 試験場の名称              | 採用時期           |
|--------|--------------------------|-------|-------------------|--------------|-------------------|---------------------|----------------|
| 一般曹候補生 | 令和5年3月1日（水）から同年5月9日（火）まで | 第1次試験 | 令和5年5月20日（土）      | 筆記試験         | 山形市鶴岡市            | 山形大学小白川キャンパス 鶴岡合同庁舎 | 令和6年3月下旬又は4月上旬 |
|        |                          | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知 | 口述試験<br>身体検査 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知 | 同左                  |                |

|        |                            |       |                                 |                      |                                 |                                                            |
|--------|----------------------------|-------|---------------------------------|----------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------|
|        | 令和5年7月1日（土）から同年9月5日（火）まで   | 第1次試験 | 令和5年9月16日（土）                    | 筆記試験                 | 山形市<br>米沢市<br>鶴岡市<br>新庄市<br>村山市 | 食糧会館<br>米沢合同庁舎<br>鶴岡合同庁舎<br>新庄合同庁舎<br>村山市総合文化複合施設<br>甌葉プラザ |
|        |                            | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知               | 口述試験<br>身体検査         | 第1次試験合格者<br>にのみ通知               | 同左                                                         |
|        | 令和5年9月6日（水）から同年11月30日（木）まで | 第1次試験 | 令和5年12月9日（土）                    | 筆記試験                 | 山形市<br>鶴岡市                      | 山形大学小白川キャンパス<br>鶴岡合同庁舎                                     |
|        |                            | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知               | 口述試験<br>身体検査         | 第1次試験合格者<br>にのみ通知               | 同左                                                         |
| 航空学生   | 令和5年7月1日（土）から同年9月7日（木）まで   | 第1次試験 | 令和5年9月18日（月）                    | 筆記試験                 | 山形市<br>鶴岡市                      | 山形大学小白川キャンパス<br>鶴岡合同庁舎                                     |
|        |                            | 第2次試験 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知               | 適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 第1次試験合格者<br>にのみ通知               | 同左                                                         |
|        |                            | 第3次試験 | 第2次試験合格者<br>にのみ通知               | 適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 第2次試験合格者<br>にのみ通知               | 同左                                                         |
| 自衛官候補生 | 令和5年2月7日（火）から同年5月8日（月）まで   |       | 令和5年5月19日（金）から 同月21日（日）までのうち1日  | Web試験                | 任意の場所                           |                                                            |
|        |                            |       | 令和5年5月27日（土）                    | 口述試験<br>身体検査         | 東根市                             | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                 |
|        | 令和5年5月9日（火）から同年6月19日（月）まで  |       | 令和5年6月23日（金）又は同月24日（土）のうち1日     | Web試験                | 任意の場所                           |                                                            |
|        |                            |       | 令和5年7月1日（土）                     | 口述試験<br>身体検査         | 東根市                             | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                 |
|        | 令和5年6月20日（火）から同年7月7日（金）まで  |       | 令和5年7月21日（金）から同月23日（日）までのうち1日   | Web試験                | 任意の場所                           |                                                            |
|        |                            |       | 令和5年7月29日（土）又は同月30日（日）のうち指定する1日 | 口述試験<br>身体検査         | 東根市                             | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                 |

|                            |                                     |              |       |            |
|----------------------------|-------------------------------------|--------------|-------|------------|
| 令和5年7月1日（土）から同年8月31日（木）まで  | 令和5年9月15日（金）から同月17日（日）までのうち1日       | Web試験        | 任意の場所 | 陸上自衛隊神町駐屯地 |
|                            | 令和5年9月27日（水）から同年10月1日（日）までのうち指定する1日 | 口述試験<br>身体検査 | 東根市   |            |
| 令和5年9月1日（金）から同年10月31日（火）まで | 令和5年11月10日（金）又は同月11日（土）のうち1日        | Web試験        | 任意の場所 | 陸上自衛隊神町駐屯地 |
|                            | 令和5年11月18日（土）                       | 口述試験<br>身体検査 | 東根市   |            |
| 令和5年11月1日（水）から同月30日（木）まで   | 令和5年12月8日（金）又は同月9日（土）のうち1日          | Web試験        | 任意の場所 | 陸上自衛隊神町駐屯地 |
|                            | 令和5年12月16日（土）                       | 口述試験<br>身体検査 | 東根市   |            |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県みらい企画創造部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

令和5年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分                    |                  | 日 時                                 | 場 所                           |
|------------------------|------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 二 級<br>建 築<br>士 試<br>験 | 学 科 の 試 験        | 令和5年7月2日（日）<br>午前10時10分から午後5時20分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|                        | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 令和5年9月10日（日）<br>午前11時から午後4時まで       | 同 上                           |
| 木 造<br>建 築<br>士 試<br>験 | 学 科 の 試 験        | 令和5年7月23日（日）<br>午前10時10分から午後5時20分まで | 同 上                           |
|                        | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 令和5年10月8日（日）<br>午前11時から午後4時まで       | 同 上                           |

2 受験申込手続

(1) 受験申込受付期間

令和5年4月3日（月）午前10時から同月17日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、身体上の障がいがありインターネットの利用が困難である場合その他のインターネットを利用した受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和5年4月10日（月）までにセンターの本部（電話番号050(3033)3822）に申し出ること。

### 3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話番号023(630)2636）又は一般社団法人山形県建築士会（電話番号023(643)4568）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年2月28日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
新庄病院改築整備 基幹システム及び部門システム移設等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年12月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 357,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和5年2月28日印刷  
令和5年2月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県